

議案第44号

備前市立小学校及び中学校並びに保育園及び認定こども園における給食費の管理に関する条例の制定について

備前市立小学校及び中学校並びに保育園及び認定こども園における給食費の管理に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉村 武司

備前市条例第 号

備前市立小学校及び中学校並びに保育園及び認定こども園における給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、備前市立小学校及び中学校、保育園並びに認定こども園において実施する給食に係る給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給食費の徴収)

第2条 市長は、給食の提供を受ける児童及び生徒並びに園児(以下「児童等」という。)の保護者等(子に対して親権を行う者又は未成年後見人その他子を現に監護する者として教育委員会が認める者をいう。以下同じ。)から給食費を徴収する。

(給食費の額等)

第3条 給食費の額は、給食の食材費の実費を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 保護者等は、規則で定めるところにより給食費を納付しなければならない。

(給食費の減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより給食費を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第5条 前条の規定は、市が市以外の者に委託して行う地域型保育事業における給食費について準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。